

えどがわ区議会だより
掲載用語解説リスト

第266号

	用語	内容
ABC	A I オンデマンド交通	乗客の予約に応じてAI（人口知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
	A L T	Assistant Language Teacherの略であり、小・中・高等学校で英語等の外国語授業を補助する外国語指導助手。
	E B P M	Evidence Based Policy Makingの略であり、政策の企画をその場限りの勘や経験に頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。
	P F I	Private Finance Initiativeの略であり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用して公共サービスの提供を図っていくとする手法。
	P P A	Power Purchase Agreementの略であり、個人が所有する建物の敷地や屋根を事業者が利用し、無償で太陽光発電設備を設置、発電した電気を建物所有者が有償で購入する仕組み。
あ	アントレプレナーシップ教育	自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育。
	えどがわ共創プラットフォーム	公共施設整備事業を官民連携により進めていくための、区と区内外の民間事業者、大学・研究機関、金融機関などの関係者が集う官民対話の場。
	エンカレッジサポーター	教室に入ることができない児童・生徒を対象とした別室での会話や学習の見守り、登下校支援のために配置される支援員。校内別室指導員。
か	外水氾濫	河川の水位が上昇し、堤防を越えたり堤防が決壊するなどして堤防から水があふれ出すこと。
	グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる、環境に優しい電動の小型車両を活用した移動サービス。
	こども誰でも通園制度	国が令和8年度より本格実施を開始した、保護者の就労状況にかかわらず3歳未満の子どもが保育所等を利用できる制度。
さ	実勢価格	実際に売買される価格。特に地価について言う。
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し食事・学習支援・相談・居場所提供等を包括的に行う事業。虐待防止と子どもの最善の利益の保障を目的として市区町村が主体となり実施している。
	随意契約	地方公共団体が競争の方法によることなく、任意に特定の者を選定し、その者と売買、貸借、請負その他の契約を締結すること。
	スケッター	身体介護以外の周辺業務（レクリエーション、清掃、配膳・下善、傾聴など）を依頼したい「介護施設・事業所」と、介護領域に関心がある「地域住民」を有償ボランティア（スケッター）としてマッチングするサービス。
	総合評価方式	地方自治体が競争入札により契約を締結しようとする場合において価格だけでなく新しい技術やノウハウ等の要素を含めて総合的に評価して当該地方公共団体にとって最も有利なものを落札者として決定する方式。
た	タウンミーティング	政治家と市民による対話集会。
	土のう	土を入れた袋。大雨や洪水時に川の氾濫や家屋の浸水を防ぐ資材等に使用される。
な	内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地等に溢れること。
は	包括外部監査	都道府県や政令指定都市等が弁護士、公認会計士等専門的な知見を有する外部監査人と単年度単位で契約し、外部監査人が決めた特定のテーマについて監査を行ってもらう制度。
	プレーパーク	全ての子どもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、子どもは遊ぶことで自ら育つとの認識のもと子どもと地域と共につくりあげていく屋外の遊び場のこと。
	法定外繰り入れ	主に国民健康保険特別会計において、保険料の軽減等の目的で、法律（国民健康保険法）で義務付けられた法定繰入金以外に行う一般会計からの繰り入れ。
ま	モーションキャプチャー	人の体にセンサーを取り付け、動きをコンピューターに取り込むための技術。